令和８年（フ）第５２３号
大阪府高石市西取石３丁目15番11号
破産者　松本　裕一
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
神戸市垂水区狩口台１丁目９番204号、従前の住所兵庫県姫路市北条口４丁目25番地　ロワイヤル北条口703号
破産者　西岡　和美
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２３５号
兵庫県高砂市梅井２丁目５番２―205号
破産者　関　　順和
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９５号
兵庫県神戸市垂水区南多聞台７丁目45番203号、開始決定時の住所兵庫県加古郡播磨町北野添１丁目４番３号
破産者　やんばること　金城　素子
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第８２号
岡山県倉敷市玉島長尾2067番地１
破産者　小野　　健
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
岡山県倉敷市北畝４丁目10番59号、転居前の住所岡山県倉敷市大島116番地１　アブニール大島Ｅ201
破産者　赤木　宜人
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
石川県金沢市池田町２番丁29番地２（フラット93・211号）、開始決定時の住所香川県高松市築地町13番地４　Ｙビル303号室
破産者　澤田　光人
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２６号
香川県高松市多肥上町2042番地36
破産者　澁川　瑠美
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１３１号
香川県高松市浜ノ町66番１―34号　労住協第４ビル
破産者　金高　康祐
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４４号
福岡県久留米市津福本町1023番地18　コーポ平島203号、前住所福岡県久留米市青峰３丁目５番10―５号
破産者　古川　貴大
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第５０４号
福岡県中間市長津３丁目20番11号　フリーデ中間Ｂ　203号
破産者　佐々木史人
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２８８号
福岡市博多区石城町16番23―806号、前住所佐賀市兵庫北２丁目16番15―402号
破産者　池田秀一郎
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９９号
熊本市中央区出水７丁目24番31号　トレゾール藤間101
破産者　清田　　誠
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３９号
沖縄県うるま市字江洲540番地４（住民票上の住所）沖縄県中頭郡西原町棚原１丁目17番地の１（カルマーレ405号）
破産者　徳田　有二
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第６３号
北海道三笠市有明町８番地16
破産者　田中　佑樹
１　決定年月日　令和８年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１３３号
青森県上北郡野辺地町字中道12番地13
破産者　澤田　香織
１　決定年月日　令和８年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３３号
青森県三戸郡三戸町大字豊川字久保８番地７
破産者　小笠原愛海
１　決定年月日　令和８年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第９６号
盛岡市桜台三丁目５番９号
破産者　荒屋　敬之
１　決定年月日　令和８年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１２号
岩手県北上市村崎野14地割490番地23
破産者　髙井　幸輝
１　決定年月日　令和８年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部